

安曇野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱

平成19年3月23日告示第48号

改正

平成22年3月29日告示第44号

平成26年6月13日告示第252号

平成29年3月31日告示第161号

安曇野市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気中に飛散したアスベストによる市民の健康被害を防止するため、建物所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去等で国が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト又は吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (3) 吹付け建材 建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材のうち、吹付けアスベスト等、吹付けパーミキュライト又は吹付けパーライトが含有するおそれがあるものをいう。
- (4) 建物所有者等 建築物の所有者又は管理者をいう。
- (5) 調査機関 アスベスト含有調査又はアスベスト対策モデル事業を実施する調査機関をいう。
- (6) 施工者 アスベスト除去又はアスベスト対策モデル事業を行う施工事業者をいう。
- (7) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）をいう。
- (8) アスベスト除去 建築物の吹付けアスベスト等について行う除去（アスベスト除去以外の改修及び解体に合わせて行う場合を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、建物所有者等であって、アスベスト含有調査、アスベスト除去を行う者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準ずる者は補助対象者から除く。

- (1) 補助金交付申請時において事業に未着手の者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 過去にこの要綱の補助を受けていない者

(対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象建築物、対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象建築物	対象経費	補助率等
アスベスト含有	吹付け建材が使用さ	アスベスト含有調査の実施に	10分の10以内。ただし、

調査	れている建築物	要する経費で、調査機関に対して支払う費用又は検体採取に当たり市長が特に必要と認める費用	1分析当たり5万円（その額が1棟当たり25万円を超える場合は25万円）を限度とする。
アスベスト除去	多数の者が利用する建築物で、多数の者が共同で利用する部分（付属する電気室、機械室等を含む。）において露出して吹付けアスベスト等が使用されているもの	アスベスト除去の実施に要する経費で、施工者に対して支払う費用	3分の2以内。ただし、除去する部分の面積に1平方メートル当たり2万2,000円を乗じて得た額（その額が800万円を超える場合は800万円）を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト含有調査にあってはアスベスト飛散防止対策事業（アスベスト含有調査）補助金交付申請書（様式第1号）、アスベスト除去にあってはアスベスト飛散防止対策事業（アスベスト除去）補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 配置図
- (4) 平面図（アスベスト等施工場所を表示すること。）
- (5) 現況写真（建築物の外観及び吹付けアスベスト施工箇所を写したものであること。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定めるもののほか次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所有者である場合 登記事項証明書その他建築物の所有権を証する書類
- (2) 補助対象建築物の管理者である場合 建築物の管理者であることを証する書類
- (3) 共同住宅の場合 アスベスト含有調査等に係る決議を証する書類
- (4) アスベスト含有調査の場合 調査機関からの見積り書類
- (5) アスベスト除去の場合 施工者からの見積り書類

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、アスベスト飛散防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 この補助金を交付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に

は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条各号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に前条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき アスベスト飛散防止対策事業変更承認申請書(様式第5号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき アスベスト飛散防止対策事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

2 市長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査し、承認したときは、アスベスト飛散防止対策事業変更承認申請にあってはアスベスト飛散防止対策事業変更承認通知書(様式第7号)、アスベスト飛散防止対策事業中止(廃止)承認申請にあってはアスベスト飛散防止対策事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかにアスベスト飛散防止対策事業遅滞等報告書(様式第9号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書(様式第10号)により交付決定者に指示するものとする。

(完了実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、アスベスト含有調査にあってはアスベスト飛散防止対策事業(アスベスト含有調査)実績報告書(様式第11号)、アスベスト除去にあってはアスベスト飛散防止対策事業(アスベスト除去)実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 調査機関又は施工者と締結した契約書の写し

(2) 調査機関又は施工者からの領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項に定めるもののほか次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を報告書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) アスベスト含有調査の場合 調査機関が発行した分析調査結果報告書及び検体採取箇所の写真

(2) アスベスト除去の場合 施工者が発行した除去結果報告書、除去後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面及び施工前、施工中及び完了時の写真

3 前2項の報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合は、完了検査を行い、適正に事業が行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、アスベスト飛散防止対策事業補助金確定通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して30日以内にアスベスト飛散防止対

策事業補助金支払請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第44号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月13日告示第252号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第161号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の第3条第2項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）